

江の川河川整備アドバイザー会議 規約(案)

(名称)

第1条 本会の名称は、江の川河川整備アドバイザー会議（以下、「会議」と称する。

(目的)

- 第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「江の川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、「整備計画」）に基づき実施している事業の進捗状況、流域の社会情勢の変化、地域の意向及び河川整備に関する新たな視点等について意見を聴く場として設置するものである。
2. 整備計画の変更を行う場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場とする。
 3. 整備計画の変更に伴い事業評価が実施される場合は、中国地方整備局長が作成した対応方針について審議を行う。

(組織等)

- 第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。
2. 委員は別表に掲げる委員で構成する。
 3. 委員の任期は原則として委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

- 第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
2. 委員長は会議の運営と進行を総括する。
 3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が事前に指名する者が委員長の職務を代行する。

(会議の招集)

- 第5条 会議は委員長が事務局との調整により、必要とした際に事務局より招集する。
2. 会議は委員の半数以上の出席をもって成立する。
 3. 委員の代理出席は原則として認めない。
 4. 会議は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(公開)

第6条 会議は原則公開とするが、結果等の公開方法については会議で定める。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

- 第8条 会議の事務局は、国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所及び三次河川国道事務所に置く。
2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議で諮って定める。

(附則)

この規約は平成30年2月〇〇日から施行する。

(別 表)

江の川河川整備アドバイザー会議

委員名簿

氏 名	職 名	専門分野
いしい まさゆき 石井 将幸	島根大学生物資源科学部准教授	関係水利
いわもと ひろし 岩本 浩史	島根県立大学総合政策学部教授	法律
うえだ ちかほ 植田 千佳穂	おくだげんそう さゆめ 奥田元宋・小由女美術館館長	文化財
うみの てつや 海野 徹也	広島大学大学院生物圏科学研究科准教授	環境（魚類）
うるしだに こうめい 漆谷 光名	日本鳥類保護連盟 広島支部三次地方分会会長	環境（鳥類）
かわはら よしひさ 河原 能久	広島大学大学院工学研究科教授	河川
せき たろう 関 太郎	広島大学名誉教授	環境（植物）
てらだ てつし 寺田 哲志	島根県立大学総合政策学部准教授	地域計画
なかむら みきお 中村 幹雄	元島根県内水面水産試験場長	環境（魚類） 関係漁業
ひろせ のぞむ 広瀬 望	松江工業高等専門学校准教授	河川
ふじわら まさご 藤原 真砂	島根県立大学総合政策学部教授	経済・事業評価
やまさき ぜんゆう 山崎 禅雄	日笠寺住職（元桜江町教育委員長）	民俗学・地理

（敬称略 五十音順）